


市県民税申告日程表 ~古川地域~		受付時間	
会場	月日	受付区分	対象行政区
西古川地区公民館	2月13日(火)	午前	矢目、北引田、南引田、堀込、猪狩、中沢、柳原、北谷地
		午後	堤根、古川新田、飯川上、飯川下、渋井
	14日(水)	午前	成田、向三丁目、大崎北、大崎中、新田南
		午後	三丁目、大崎南、新田西、新田東
15日(木)	午前	新田中、大西、新堀、耳取、柏崎、氷室	
	午後	上中目、西古川駅前、斎下、保柳、荒田目	
16日(金)	全日	西古川地区公民館での申告対象で、指定日に申告できなかった人	
長岡地区公民館	19日(月)	午前	休塚西、休塚東、狐塚、馬放、長岡針、刈尻、上埜、馬櫛
		午後	富長西、富長東、下谷地、桜ノ目下、桜ノ目上、桜ノ目北
	20日(火)	午前	小林下、小林上、川熊南、川熊北
		午後	宮沢南、宮沢中、宮沢北
	21日(水)	午前	雨生沢、北宮沢表、北宮沢裏、元清滝
午後		下清水沢、上清水沢、沢田上、沢田下	
22日(木)	午前	小野第一、小野第二、小野第三、小野第四、小野第五	
	午後	荒谷第一、荒谷第二、荒谷第三、荒谷第四、長岡	
23日(金)	全日	長岡地区公民館での申告対象で、指定日に申告できなかった人	
市役所東庁舎五階大会議室	25日(日)	全日	給与所得者等で、平日の申告が困難な古川地域全地区の人
	26日(月)	午前	下中目二、石森
		午後	楡木、下中目一
	27日(火)	午前	大幡、境野宮、深沼、桑針、古川谷地中
		午後	宮内、師山
	28日(水)	午前	塚目南、塚目北、西荒井北
		午後	米倉、西荒井上、西荒井南、小泉、鶴ヶ埜
	3月1日(木)	午前	宮袋、若葉、江合本町、蓑口沼、馬寄
		午後	江合寿町、江合錦町、福沼一、福沼二、福沼三
	2日(金)	午前	福浦一、福浦二、福浦三、李埜西一、李埜西二、神田、李埜東
		午後	上古川、諏訪西、諏訪中
	5日(月)	午前	諏訪東、千手寺、古川横町、二ノ構、三日町北、米袋
		午後	西館中、城西、竹ノ内、大江向、三日町南、南町南、新稲葉、古川台町
	6日(火)	午前	西館東、南町北、南町西、古川南新町
		午後	栄町、稲葉北、稲葉西、稲葉南、古川駅前
7日(水)	午前	稲葉中、稲葉東一、稲葉東二、稲葉東三、川端、中里北、駅南団地	
	午後	中里中、中里南第一、中里南第二、中里南第三、東町	
8日(木)	午前	荒川小金丁、十日町、七日町、浦町西、浦町東、畑中北、畑中南、前田町	
	午後	北町南、北町中、北町北一、北町北二	
9日(金)	全日	古川地域全地区	
12日(月)	全日	古川地域全地区	
13日(火)	全日	古川地域全地区	
14日(水)	全日	古川地域全地区	
15日(木)	全日	古川地域全地区	

# 市県民税の申告会場を統合・変更します

2月13日(火)から3月15日(木)まで市県民税の申告を受け付けます。今回の申告から、会場の統合・変更をする地域がありますのでお知らせします。なお、申告に関する詳細などは広報おおさき2月号でお知らせします。

市民税課市民税係 ☎23-5147



**会場を統合・変更します**

これまで市県民税の申告は、旧古川市では市役所ほか地区公民館など十会場、旧鳴子町では町役場など五会場、旧田尻町では公民館三会場で行われていました。(旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、旧岩出山町は町役場のみ)

しかし、旧古川市では地区公民館で申告する人が年々減少し、申告が必要な人の四人に一人程度まで利用割合が下がっています。その一方で市役所会場を利用する人が増加し、特に終盤は非常に混雑し、待ち時間が長くなるなど、申告の日程を全面的に見直す必要が生じてきました。

また、従来どおり本庁と総合支所以外の会場で実施するためには、専用の光通信回線を敷設するなどの新たな設備投資が必要となります。そのため、申告の会場を下図のとおり、統合・変更することになりました。

**全地区受付日を増やします**

対象となる地域の皆さんには大変ご不便をおかけしますが、これを補完するために古川地域では地区公民館会場にも「指定全地区受付日」を設け、また、本庁舎での「古川地域全地区受付日」の日数を増やすこととしました。また、二月二十五日(日)は「日曜申告」を実施し、できるだけ不便を解消できるように取り組みを行います。

各地区・行政区ごとの申告会場と日程は別表のとおりです。円滑な申告を実施するため、指定の会場での申告をお願いします。

